

平成 30 年 10 月

「平成 30 年 7 月豪雨」及び「平成 30 年北海道胆振東部地震」に係る授業料等の減免について

大月市立大月短期大学

学長 柳 沢 幸 治

(公印省略)

この度の自然災害等により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまの生活が、1 日も早く復旧することをお祈り申し上げます。

さて、大月短期大学では、「平成 30 年 7 月豪雨」及び「平成 30 年北海道胆振東部地震」により被災された受験生の皆様に対しまして、経済的な理由により就学を断念することがないように、また、進学のための確保を図る観点から、授業料等を減免することといたしました。

減免対象等基準は別紙 [「平成 30 年 7 月豪雨」及び「平成 30 年北海道胆振東部地震」に係る授業料等減免基準] (裏面添付) をご確認ください。

なお、罹災証明書では判断が困難である、人的被害その他を事由として家計が急変したことにより就学が困難となった等の場合は、独立行政法人日本学生支援機構の緊急採用及び応急採用の基準に準拠し、別書類の提出を求めた上で判断しますので下記問い合わせ先までご相談ください。

◇問い合わせ先

大月短期大学事務局 総務担当

電話 0554-22-5611

事務取扱時間 平日 9:00~17:00

「平成30年7月豪雨」及び「平成30年北海道胆振東部地震」に係る授業料等減免基準

1. 在學生（平成30年度）

罹災証明書による		当該年度授業料	
被害の程度	損害割合	前期分 189,600円	後期分 189,600円
全壊	50%以上	対象外	免除
大規模半壊	40%以上 50%未満		
半壊	20%以上 40%未満	対象外	1/2 減免
一部損壊	20%未満		

2. 受験生（平成31年度～平成35年度）

罹災証明書による		入学検定料
被害の程度	損害割合	18,000円
全壊	50%以上	免除
大規模半壊	40%以上 50%未満	
半壊	20%以上 40%未満	1/2 減免
一部損壊	20%未満	

3. 入学生（平成31年度～平成35年度）

罹災証明書による		入学金		初年度授業料	
被害の程度	損害割合	市内 110,000円	市外 200,000円	前期分 189,600円	後期分 189,600円
全壊	50%以上	免除	免除	免除	対象外
大規模半壊	40%以上 50%未満				
半壊	20%以上 40%未満	1/2 減免	1/2 減免	1/2 減免	対象外
一部損壊	20%未満				

◇減免の対象者

上表の1から3までに該当する者の内、以下の(1)から(2)全てに該当する者。

(1) 本人若しくは監護者の居住地が、当該災害により災害援助法に適用された市町村であること。

※災害援助法に適用された市町村は、内閣府のホームページ「防災情報のページ」にて

[平成30年7月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第18報】]

[平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る災害救助法の適用について【第1報】]

をご確認ください。

[災害救助法の適用状況(内閣府)]

URL http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

URL QR Code ⇒



(2) 次の時期に罹災証明書の写しを提出した者。

1. 在學生 … 年度内随時

2. 受験生 … 出願時(推薦入試受験者は入学手続時でも可)

3. 入学生 … 入学手続時